

～その発注・支払い、今のままで大丈夫ですか？～ 取適法で変わる 企業間取引の新ルール

2026 年 1 月、従来の「下請法」が抜本改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」が新たに施行されました。対象取引の拡大、手形払いの禁止、価格協議に応じない一方的な代金決定の禁止など、発注側の実務対応が大きく変わる内容となっています。本セミナーでは、改正のポイントとともに「やりがちな違反事例」や「判断に迷いやすい境界線」について分かりやすく説明します。発注側はもちろん、適正な取引条件や価格協議のルールを知りたい受注側の事業者にも役立つ内容です。「うちは関係ない」と考えていた企業の皆様、自社の契約・発注・支払いの流れに問題がないか、この機会に改めて確認しませんか。

セミナー内容

①何が変わったの？旧下請法から取適法へ

- ・対象となる取引の拡大
- ・従業員基準の追加

資本金 1,000 万円
未滿なら関係ない？

②何をすればいいの？

- ・契約時に明示すべき事項
- ・取引記録の作成と保存
- ・支払期日の確定

発注書は後から
出しても問題ない？

③何をしてはいけないの？

- ・受領拒否
- ・代金の減額
- ・不当なやり直し
- ・価格協議に応じない一方的な代金決定など

価格を据え置いたままの
発注は大丈夫？

講師

米澤総合法律事務所

よねざわ しょうご
所長弁護士 米澤 章吾 氏

【プロフィール】

1979 年生まれ。日弁連事務局員を経て
2006 年旧司法試験合格。2014 年独立。
会社側が圧倒的不利とされる労働事件
での解決実績を皮切りに、企業顧問として
契約やクレーム問題を多数解決する
ほか、講演や YouTube、オンラインサロンなどを通じ、経営者
へ法律の怖さを分かりやすく発信している。



日 時

10 月 2 日（金） 14：00～16：00

会 場

ベイタウン尾道 組合会館（尾道市東尾道 4-4）

受講料

無 料

定 員

40 名（先着順）

主 催

尾道商工会議所
尾道中小企業相談所

共 催

協同組合ベイタウン尾道

お問合せ

T E L : 0848-22-2165 FAX : 0848-25-2450
E-mail : occi@onomichi-cci.or.jp

FAX または右下 QR コードからお申し込みください

【お申し込み】尾道商工会議所宛 FAX : 0848-25-2450

申込締切：2026 年 9 月 25 日（金）まで

事業所名		業種	
TEL		FAX	
E-mail		住所	
参加者名 （複数可）			

Google フォーム
申込はこちら↓



※ ご記入いただいた個人情報は、講師と共有し、各種連絡・情報提供のために利用します。それ以外の第三者への提供はございません。

（受取：中土居）